

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（290））
2. 日時：平成29年8月23日 10時00分～11時55分
13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他9名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 機械保修課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 閉止しない床ドレン配管からの漏えいによるほう酸水注入系の被水の影響を再整理して提示すること。
- 溢水拡大防止堰及び溢水拡大軽減堰について、堰の高さの考え方を再整理して提示すること。また、溢水評価上の扱いを整理して提示すること。
- 火災による損傷の防止対策による機器のラッピング等により壁面の直接目視が困難な箇所が発生する場合は、防水対策として鋼製板等を設置する方針としていることについて、既設構造物の保守管理への影響を考慮して再整理して提示すること。
- 原子炉棟最終滞留区画における溢水発生後の復旧について、アクセスルートを検討して作業ステップを再整理して提示すること。
- 漏えい検知器設置数を以前の説明より減らした理由を整理して提示すること。また、漏えい検知に対する基本方針を整理して提示すること。
- 溢水経路モデル図について、溢水拡大防止堰と溢水拡大軽減堰の機能の違いを踏まえて修正して提示すること。
- 火災区画変更等の他条文の設計変更の影響により、溢水影響評価対象設備に

抜けがないことを再確認して提示すること。

- 内部溢水評価に用いる高さの関連図について、「機能喪失高さ」、「実力高さ」及び「評価高さ」の使い分けを整理して提示すること。
- 溢水を検知し隔離するまでの隔離時間に関して、「個別に確認された時間」の考え方について、整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）